第一号		一万五千円	一万円
第二号		一万円	五千円（ロの場合にあつては、二千五百円）
第二号ロ		医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。）について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の都道府県による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者（次号及び第四号ロにおいて「高額治療継続者」という。）又は医療費支給認定	医療費支給認定
第三号	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者	一万円
第四号ロ	高額治療継続者又は療養負担過重患者	療養負担過重患者	二千五百円
第五号	八十万円以下である者	八十万円以下である者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者の場合にあつては、八十万円を超えるものを含む。）	

第四条　医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は新令第二十二条第二項に規定する医療費算定対象世帯員が小児慢性特定疾病医療継続者又は難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）附則第三条に規定する難病療養継続者である場合における新令第二十二条第二項の規定の適用については、平成二十九年十二月三十一日までの間、同項中「前項の」とあるのは「前項（児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百五十七号）附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の」と、同項第二号中「第一条第一項各号」とあるのは「第一条第一項各号（同令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第二項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「同条第三項」を「同法第十九条の二十第三項（同法第二十一条の二及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」に改める。

第百七十四条の三十一の三第二項中「第二十一条の三第一項」を「第十九条の二十第一項」に改める。

第百七十四条の四十九の二第一項第二十一号中「及び第五号の二」を「から第五号の三まで」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第六条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈥項ハ中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

（母子保健法施行令の一部改正）

第七条　母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条の三第三項」を「第十九条の二十第三項」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第八条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第九号及び第十四条の三第二号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第九条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十四号中「第二十四条」を「第二十二条第一項、第二十四条」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

一　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第四号イ

二　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）第二条第一号

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「第六条の二第八項」を「第六条の二の二第八項」に改める。

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第一項第四号及び第三項

二　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）第一条第一項

（消防法施行令の一部改正）

第十二条　消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一㈥項ロ及びハの改正規定中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十三条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の表児童福祉法第五十六条第十一項の項中「第五十六条第十一項」を「第五十六条第八項」に改め、同表児童手当法第二十一条第二項の項中「第五十六条第十一項各号又は第十二項各号」を「第五十六条第八項各号又は児童福祉法第五十六条第九項各号」に改め、同表児童手当法第二十二条第一項の項中「同条第十一項若しくは第十二項」を「同条第八項若しくは第九項」に、「第五十六条第十一項」を「第五十六条第八項」に、「第五十六条第十二項」を「第五十六条第九項」に改める。